

表5 介護予防通所介護費

要支援状態区分	単位数
要支援1	2,226単位
要支援2	4,353単位

1カ月に何回利用しても同じ料金です。例えば、1カ月に30回を利用しても、1カ月に1回しか利用しなくても同じ介護報酬しかもらえません。東京23区の場合、加算を加えると1カ月当たり要支援1は2万5千円弱、要支援2は5

万円弱となります。

加算 (表6、7)

事前に都道府県へ届出を行うことにより、次のサービスの提供を行った場合に加算を請求ができます。

①通所介護

個別機能訓練加算は、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師は資格要件がありますが鍼

表6 通所介護における個別機能訓練加算

項目	内容	単位数
延長加算	所要時間6時間以上8時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合	8時間を超えて1時間につき50単位 (最大2時間)
入浴介助加算	入浴介助を行う場合	1日につき50単位
若年性認知症ケア加算	若年性認知症の利用者を対象にして高齢者とはサービス提供単位を区分してサービスを提供した場合	1日につき60単位
個別機能訓練加算	1日120分以上専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師)を配置し、個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供を行った場合	1日につき27単位
栄養ケアマネジメント加算	管理栄養士を1名以上配置し、低栄養状態にある者またはそのおそれのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	1回につき100単位 (月2回まで、原則3カ月で見直しを行う)
口腔機能向上加算	言語聴覚士等(言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員)を1名以上配置し、口腔機能の低下している者またはそのおそれのある者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	1回につき100単位 (月2回まで、原則3カ月で見直しを行う)